

川崎市起債運営の考え方

1 資金調達における基本的考え方

(1) 基本的考え方

起債にあたっては、投資家需要や金利などの市場動向、本市の資金需要などを総合的に勘案し取り組むものとする。

(2) 資金区分について

事業の性質や起債総額を勘案し、一定規模の銀行等引受債を定例的に発行しつつ、概ね現行水準の公募債を発行する。

(3) 年限構成について

資金調達の安定化に向けた年限の多様化を図りつつ、金利変動リスクを回避するため、中期・長期・超長期のバランスを概ね1／3ずつとすることを基本とする。

(4) 償還について

民間資金については、市場実勢の透明性を高める観点から、原則として償還日をベンチマーク国債に合わせるものとする。

ただし、ベンチマークが国債以外の場合、金利絶対値プライシングの場合は払込応答償還を原則とし、償還日をベンチマーク国債と一致させることにより投資家需要が剥落する場合等、特別な事情がある場合は払込応答償還を検討することとする。

2 市場公募債について

(1) 5年債の発行について

5年債については、諸法人や個人等の投資家需要を踏まえ、定期発行とし、条件決定日は原則として発行月の10日とする。

また、一定のキャッシュ確保及び年間を通じた金利変動リスクを平準化させるため、一定程度分散させる。

(2) 10年債の発行について

10年債の発行については、共同発行債及び個別銘柄発行とする。

個別銘柄発行については、地方債の基幹年限であるため継続的な発行や市場へのアクセスの観点から、定期発行とし、条件決定日は原則として発行月の10日とする。

また、共同発行債については、一定のキャッシュ確保及び年間を通じた金利変動リスクを平準化させるため、一定程度分散させる。

(3) 超長期債の発行について

投資家需要、金利などの市場動向に応じて機動的に発行するものとする。ただし、上期・下期に分散発行するなど、年間を通じた金利変動リスクを平準化させる。

(4) フレックス枠について

効率的な資金調達と市場ニーズへの対応、資金調達手法の多様化や利払い費用の

低減等の観点から、年限・時期を定めないフレックス枠を設定する。

(5) 各年限における条件決定方式の考え方

- ・定期・定例的に発行する5年債、10年債については、投資家層が厚いことから、シ団引受方式（プレマーケティング方式）による発行とする。
- ・超長期債については、5年債、10年債と比較して投資家層が限られていることから、主幹事方式による発行とし、機動的な起債運営を行うため、グループ式主幹事制を採用する。
- ・上記以外のものについては、投資家需要や市場動向等を踏まえて決定する。

3 銀行等引受債について

(1) 償還方法の選択について

償還方法のバランスを考慮し、銀行等引受債の償還方法は定時償還を原則とする。ただし、年度末や出納整理期間における借入については、起債の許可・協議状況を踏まえ償還方法を検討する。

(2) 発行方式（証券発行・証書借入）について

定例発行分については、証書借入は柔軟な商品設計が可能であることや、銀行等の金融機関が選好する借入方法であることから、銀行等引受債の発行方式は証書借入を原則とする。

定例発行分以外については、投資家需要や市場動向等を踏まえて決定する。

(3) 金利（固定金利・変動金利）について

現在の金利水準から当面は固定金利による調達を基本とする。

なお、金利の将来見通し等を可能な限り検証し、公債費負担の軽減等に資する場合には変動金利債の導入を検討する。

(4) 年限選択について

定例発行分については、予見可能性や市場ニーズ、利払い表等の観点から、原則5年または10年債により発行することとする。

定例発行分以外については、市場公募債・公的資金を含めた起債全体のバランスを考慮し、年限を決定する。

(5) 発行時期について

定例発行分については、第4四半期（出納整理期間を含む）に発行することとし、予見可能性を確保する。

定例発行分以外については、本市における資金需要等を考慮して決定する。

(6) 条件決定方式について

定例発行分については、資金調達のセーフティネットとして確実な資金調達を行う観点から、銀行等引受債シ団を活用した調達を基本とし、基準金利の決定は加重平均方式を原則とする。

定例発行分以外については、投資家需要や市場動向等を踏まえて決定する。

4 その他の資金調達に関する取組について

(1) 市債償還の平準化について

各年度における市債償還額の平準化に取り組むことにより、金利リスクに対応する。

(2) 外貨建て国内債の発行について

外貨建て国内債については、国内債券と比較して有利な条件で発行できる市場環境であること等、一定の条件が充足された際は、資金調達手法の多様化、調達コストの軽減などを目的として、SCP（スワップカウンターパーティ）の信用リスクを踏まえ、発行を検討する。発行の際は、フレックス枠からの発行とする。

(3) SDGs債の発行について

SDGs債については、本市の施策推進やESG投資の促進、投資家層の拡大などを目的として発行する。発行にあたっては、対象事業の有無、調達コスト、投資家需要等を勘案する。発行の際は、フレックス枠からの発行とする。

5 シンジケート団の構成について

(1) 5年債シ団

個人向け販売を促進するため、市場動向により個人向け販売の実施が可能なシ団を編成する。

(2) 10年債シ団

機関投資家向け販売を中心とするため、ホールセール（法人向け販売）に特化したコンパクトなシ団を編成する。

(3) 銀行等引受シ団

資金調達のセーフティネットとなるような地域金融機関を中心としたシ団を編成する。

6 IR活動に関する基本的考え方

(1) 投資家層の拡大

本市の魅力とともに経営ビジョンや起債運営の方向性を投資家向けに発信することで、本市及び他都市の投資家層へ裾野を広げる。また、若年層への投資意欲の醸成にも積極的に取り組む。

(2) 多様な媒体での情報発信

あらゆる情報発信媒体を活用し、本市の市政情報を発信するとともに、川崎市債の購入による市政参画を促進する。

7 「起債運営の考え方」の更新の時期

「今後の財政運営の基本的な考え方」の見直しに合わせての更新を基本とする。